

受付期間 **2月17日(月)～3月16日(月)**

スマートフォンやタブレットでも
所得税の申告ができるんだって！



令和2年1月1日現在にお住まいの市区町村に申告してください。なお、所得がなく、①市外居住者の税法上の扶養親族の方、②誰の扶養親族にもなっていない方(仕送り、遺族年金などの非課税所得で生活していた方など)も申告が必要です。

一つでもチェック ☒ が入った方は

一つでもチェック ☒ が入った方は

申告は不要です

※申告書は2月3日(月)から同課、市政窓口で配布します。前年に市民税・都民税の申告書を提出した方には、市から2月3日に郵送します。

一つも当てはまらない方は

市民税・都民税と所得税の申告には、マイナンバーが必要です



税理士資格のない者が、税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられています。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用していますので、依頼の前にご確認ください。また、日本税理士会連合会の税理士情報検索サイトでは、税理士登録されている全国の税理士情報を検索できます。